

事案書（ 経営会議 調整会議）

開催日：平成27年11月20日（金）

担当課：文化スポーツ部 スポーツ課

件名：大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について																																					
提出理由：スポーツセンター大規模改修に伴い、スポーツ施設の適正な運営とより一層の市民サービスの向上を図るため、利用料金等について改正する必要があるため																																					
<p>内容：</p> <p>1. 背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンターは昭和62年4月の施設開設以来、利用率の向上、市民サービスの確保を理由に利用料金の改定を行っていない。 ・今年度実施するスポーツセンター大規模改修事業において体育会館の空調設備設置工事を行う。 ・これにより、施設の機能向上が図られ、利用者に対して、より安全で快適なスポーツ環境が提供できるようになる。 ・空調設備の設置に伴い、光熱水費の増額が見込まれることから、施設の維持管理上必要な負担を利用料金に反映させる必要がある。 ・空調運転の開始時期は平成28年7月からを予定している。 <p>2. 改正の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の利用は、安心・安全な基本的スポーツ環境の整備のため、利用者の選択とはせず、施設管理者が適正な温度管理を行うこととし、空調設備の利用料金は施設利用料に含めて算出する。 ・料金改定を行う施設は空調工事により機能が向上し、それに伴う経費負担を利用者に求めるべき施設を対象とし、既に空調設備が入っているなど利用者が機能向上を体感し難い施設は現状のままとする。 		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">施設</th> <th colspan="2">料金改定 必要性の有無</th> </tr> <tr> <th>専用 利用</th> <th>個人 利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">体育 会館</td> <td>第1体育室</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>第2体育室</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>第3体育室</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>ジョギングコース</td> <td></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>第1武道場</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>第2武道場</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>・また、個人利用に関しても、専用利用と同様に、市民以外の利用者には相応の負担を求めたいため、新たに市外料金を設定する。</p> <p>・個人利用の市外料金を設定する施設は、体育会館、競技場、プールとする。</p> <p>・なお、小人（小学生・中学生）の個人利用料金については市内市外とも現状のままとする。</p> <p>3. 利用料金上限額の算出</p> <p>・利用料金上限額は、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づく算定を基本とするが、一部施設においては、近隣市の類似施設料金を勘案して設定をする。</p>		施設		料金改定 必要性の有無		専用 利用	個人 利用	体育 会館	第1体育室	有	有	第2体育室	有	有	第3体育室	有	有	会議室	無		トレーニング室		無	ジョギングコース		無	第1武道場	有	有	第2武道場	有	有	弓道場	有	有
施設		料金改定 必要性の有無																																			
		専用 利用	個人 利用																																		
体育 会館	第1体育室	有	有																																		
	第2体育室	有	有																																		
	第3体育室	有	有																																		
	会議室	無																																			
	トレーニング室		無																																		
	ジョギングコース		無																																		
	第1武道場	有	有																																		
	第2武道場	有	有																																		
	弓道場	有	有																																		
<p>経過</p> <p>S59. 4 神奈川県と土地使用貸借契約締結</p> <p>S62. 4 スポーツセンター開設</p> <p>H18. 4 指定管理者制度の導入</p>		<p>今後の予定</p> <p>H27. 11 スポーツ推進審議会諮問</p> <p>H27. 12 市民意見公募手続</p> <p>H28. 1 スポーツ推進審議会答申</p> <p>H28. 3 条例改正案議案提出</p> <p>H28. 7 改正スポーツ施設設置条例の施行</p>																																			